

# 最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策

## 1. 賃金引上げに関する支援

### ① 業務改善助成金

#### 問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター  
0120-366-440 (平日 9:00~17:00)
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部(室)



事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング)を行う中小企業・小規模事業者は、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

### ② キャリアアップ助成金

#### 問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

### ③ 中小企業向け賃上げ促進税制

#### 問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(個人事業主は所得税額)から控除できる制度です。

### ④ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

#### 問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫  
0120-154-505



事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

(※) 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

## ⑤ 賃上げ貸付利率特例制度

問い合わせ先 日本政策金融公庫 0120-154-505

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。(※) 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。



## 2. 生産性向上に関する支援

### ⑥ 固定資産税の特例措置

#### 問い合わせ先

- <先端設備等導入計画の作成等について>
- ・先端設備等の導入先の市区町村
- <税制について>
- ・中小企業税制サポートセンター  
03-6281-9821(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じること、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

### ⑦ 中小企業等経営強化法(経営力向上計画)

#### 問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター  
03-6281-9821  
(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

### ⑧ 中小企業成長加速化補助金

#### 問い合わせ先

中小企業成長加速化補助金事務局 0570-07-4153、03-4446-4307(IP 電話等からのお問い合わせ)

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。



## ⑨中小企業経営強化税制

### 問い合わせ先

・中小企業税制サポートセンター

03-6281-9821

(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の 10% (資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%) の税額控除を選択適用することができます。

## ⑪ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

### 問い合わせ先

・ものづくり補助金事務局サポートセンター  
050-3821-7013 (10:00~17:00 土日祝日及び 12/29~1/3 を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

## ⑬中小企業新事業進出補助金

### 問い合わせ先 (補助金事務局)

・新事業進出補助金事務局 (コールバック予約システム):  
<https://shinjigyaku.resv.jp/>



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

## ⑩中小企業省力化投資補助金

### 問い合わせ先

・中小企業省力化投資補助事業コールセンター  
0570-099-660 (9:30~17:30/月曜~金曜  
(土・日・祝日除く))



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

## ⑫サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金

### 問い合わせ先

・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局  
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール (ソフトウェア、サービス等) の導入を支援します。

## ⑭事業承継・M&A 補助金

### 問い合わせ先 (補助金事務局)

・専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠  
050-3145-3812  
・事業承継促進枠 050-3192-6274  
・PMI 推進枠 050-3192-6228



事業承継前の設備投資等にかかる取組、M&A 時の仲介・フィナンシャルアドバイザー等の専門家の活用、M&A 後の PMI にかかる専門家の活用や設備投資の取組、再チャレンジを伴う廃業に係る取組等を支援します。

## ⑮小規模事業者持続化補助金

### 問い合わせ先

<商工会の管轄地域で事業を営む方>  
・商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照  
[https://www.jizokukanb.com/jizokuka\\_r6h/](https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/)  
<商工会議所の管轄地域で事業を営む方>  
・商工会議所地区事務局 03-6634-9307  
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



商工会地区



商工会議所地区

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

## ⑯省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

### 問い合わせ先 (補助金事務局)

・一般社団法人環境共創イニシアチブ  
・(I) 工場・事業場型  
(先進枠) 03-5565-3840  
(一般枠/中小企業投資促進枠) 03-5565-4463  
・(II) 電化・脱炭素燃焼型 03-5565-3840  
・(IV) エネルギー需要最適化型 03-5565-4773



省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。